神交対協第80号

令和３年３月10日

神奈川県交通安全対策協議会委員　殿

神奈川県交通安全対策協議会事務局長

（神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長）

自転車幼児用座席に関する年齢制限緩和の周知について（依頼）

日頃から当協議会が進める交通安全対策に、御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和２年３月に一般財団法人製品安全協会が策定する「自転車幼児用座席のＳＧ基準」の適用年齢が、「小学校就学の始期に達するまでの者」に改められ、全国的に自転車幼児用座席に子どもを乗せる年齢制限を緩和する情勢となりました。

これを受け、当県においても神奈川県道路交通法施行細則を改正して、自転車の幼児用座席に乗せることができる子どもの年齢について、現行の「幼児」（６歳未満）から「小学校就学の始期に達するまでの者」までに引き上げられ、本年４月１日に施行することなり、県警察より年齢制限の緩和の周知と併せて資料の活用依頼がありました。

委員の皆様におかれましては、自転車の幼児用座席使用時の転倒などによる交通事故から子どもを守るため、各種情報発信の実施に際して、別添のチラシ等を活用し、引き続き交通安全意識の更なる向上に努めていただくようお願い申し上げます。

問合せ先

　神奈川県交通安全対策協議会事務局

（くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課企画グループ）伊藤・鮫嶋

　電話　045-210-1111（内線3553）

　ＦＡＸ　045-210-8953

E-mail　[kotuanzen@pref.kanagawa.jp](mailto:kotuanzen@pref.kanagawa.jp)